

## 役員の報酬及び退職金の支給に関する規程

(一社) 群馬労働基準協会連合会

- 1 すべての役員に対して、当面の間、報酬及び退職金はこれを支給しない。  
但し、常勤の理事については別に定める。

付則

この内規は、平成16年4月1日から適用する。

ただし、適用時の常勤役員の勤続期間の始期は平成14年4月2日とする。

改正 平成25年4月1日

改正 平成27年5月19日